

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年1月23日（金）11:23～11:43
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 阿曽沼 元博 医療法人社団渕志会瀬田クリニックグループ代表
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

平井 伸治 鳥取県知事
岡崎 隆司 鳥取県未来づくり推進局長
三木 教立 鳥取県農林水産部水産振興局長
森下 博 鳥取県国土整備部空港港湾課課長

<事務局>

内田 要 内閣府地方創生推進室長
富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 自治体ヒアリング
 - 3 閉会
-

○宇野参事官 それでは、鳥取県さんからのヒアリングを開始したいと思います。本日は、平井知事にも御出席をいただいております。ありがとうございます。

今、今春を目指し、地方創生特区という形で国家戦略特区の2次指定をするという手続を進めています。それに向けて、夏に御提案をいただいた公共団体のほうからヒアリングをさせていただいているという位置づけになります。

本日、資料のほうは原則公開ということになっておりますが、それでよろしいですか。やりとりのほうも公開ということで進めさせていただきたいと思います。

全体で30分程度ということでございますので、御説明のほうを10分程度でお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 今日は遠方よりお越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、早速御説明をお願いいたしたいと思います。

○平井知事 本日は八田座長さま、また、原先生、阿曾沼先生、鈴木先生にこうしてお聞き取りの機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

また、内田室長を初め、内閣府の皆様にも大変お世話になりました、国家戦略特区を初め、規制緩和に取り組んでいただきましたこと、本当に感謝を申し上げたいと思います。

きょうは、私どもは境港というところについてお話をさせていただきたいと思います。

八田座長を初め、皆様も御案内と思いますが、国家戦略特区で北東アジアのゲートウェーとしての境港につきまして申請をさせていただきました。今、地方分権の改革の関係などで、順次いろいろと答えが我々のほうにも来ておりまして、例えば地域限定の通訳士制度適用とか、免税店を拡充するとか、さらに船の審査、これは入国審査ですが、その緩和だとか、全てお答えをいただいておりまして、そういうことでそちらの境港につきまして、大変前に進めていただきました。

もう一つ急浮上してきた問題がありまして、今日、お願ひに上がったところであります。

人と魚が共生するという観点、それで境港を活用していただきたいということでありまして、なかなか国のほうの規制の問題があるものですから、きょうはお願ひに上がった次第でございます。

「さかいみなと」と呼んだり「さかいこう」と呼んだりします。実は2つの読み方があります。重要港湾としては「さかいこう」、漁港としては「さかいみなと」です。それが一緒になっているのがこの地区の状況でございまして、ここにございますように、これが全体としての境港であります。そのうち、漁港の部分がこういうところにございまして、そのほかは「さかいこう」という重要港湾になっています。

おわかりいただけますように、全然違いがないのです。これについては本当は一体的に使っていまして、どういうことかというと、例えばここには漁港があります。沿岸漁業の基地はここにあります。また、ここにイカ釣り船が入ってくるようなところがあつたり、また、さまざまな陸揚げをするような場所としてこういうところも事実上、重要港湾境港の一部を漁港として使ったり、今でもしているのです。

しかし、これがなかなか大変であります、狭いわけです。実は境港の漁港のほうは、このようにリマン海流と対馬海流が出会う、いわゆる潮目というところです。皆様、潮目というのはよく岩手沖、三陸沖を考えると思うのです。親潮と黒潮が出会うところ。それと同じように、暖流と寒流が出会うところが境港の沖合に形成されていまして、日本で一

番いい漁場のうちの1つです。ですから、全国的に見て、全国第3位の水揚げということでありまして、特にカニがすごいわけです。カニは福井でとれるとか、北海道でとれる皆さん、誤解していますが、日本一の水揚げは実は境港を中心とした鳥取県でございまして、それをPRしようということで「蟹取県」とこのたび名前を変えさせていただいております。

名前だけでわからないと思いまして、きょうは現物を持ってまいりました。これはこの間まで海の底にいたやつでございまして、これは違うカニです。わかりませんでしょう。裏をあけていただくとわかるのですが、こちらがズワイガニと言われておなかが白いです。こちらはベニズワイガニと言われるもので赤いです。こちらのほうが深い海にいまして、こちらは比較的浅い海にいます。値段は3倍以上こちらのほうが高いのです。言わなければよかったです、こういうことです。

○八田座長 浅いほうが高いのですか。

○平井知事 浅いほうが高いです。これが越前ではエチゼンガニと言われているものです。ですから、1杯1万円、2万円とかですね。鳥取県民はそんなぜいたくなこと言いませんで1万円ぐらいで売ります。

ともかく、そのようなことで、カニがたくさんとれる、あるいはマグロが漁獲日本一とか、そのように大変な漁港であります。

ただ、あわせて今、地勢的にアジアに近いものですから、重要港湾境港の需要も伸びていまして、特に特徴的なのはこういうロシアと韓国を結ぶ航路でございます。こういう航路ができて、これが旅客も乗るものですから、意外に思われるかもしれません、日本海側で外国人の旅客数はナンバーワンです。だから、ビジット・ジャパンに貢献していることになりました。

それから、貨物もそうですが、コンテナの伸びが日本海側で2位とか、さらに原木でいきましたら全国有数の港で、これも日本海側1位ということになります。

東京港には入れないクァンタム・オブ・ザ・シーズのような大きな船も、例えばレインボーブリッジなどが邪魔しませんので入れるわけです。こういう港として今、急速に旅客数とかを伸ばしているところであります。

しかし、そこにいろいろと問題があるわけでありまして、この船がロシアや韓国に行く船です。それと漁船が行き合うような形で先ほどのように実は漁港と港湾が接しているものですから、このように錯綜しまして非常に危ないわけです。東京湾で事故があったということが言われますけれども、その状況が日常的に起きています。

このように、狭いところで一生懸命水揚げをしたり、このようにイカ釣り漁船なども沖待ちといいますが、順番待ちをしないと陸揚げできないという状況があります。

そんなわけで、ここにございますように、境水道が狭隘なものですから、大型船と小型船が錯綜したり、漁港区域の狭いところにとにかく漁船を閉じ込めようとするものですから、場所がないわけです。ですから、こうやって突堤をつくって漁船の停まれるところを

わざとつくっている。

もし、港湾と漁港の区別をなくしてもらえばこんなことをやらなくてもいいわけです。これは無理してつくったものですから、鳥取県西部地震のときにこれが大分被害を受けまして、無理して埋めているところなものですから復旧に時間がかかったりしております。

今、もう一度漁港の活性化を目指そうではないかと変わってきたところなのです。そのようなことで、今、ここをどのようにしようかというときに、ここで特区が必要だということになります。具体的には、漁港漁場整備法という法律がありまして、この漁港区域を広げようとすると、農林水産大臣に決めてもらわないといけないということになります。しかし、その線は目に見えない線でありまして、現場である程度フレキシブルにやらせていただいたらいいのではないかということです。

また、衛生的に高度なHACCPだとか、ヨーロッパ基準などの漁港をつくろうということが、これから輸出もあって大変必要になってくるのですが、それに基づいてやろうと思いまると、こうした境界線が邪魔をする。さらに、補助金適正化法の適用もありまして、それをやりえるときに、補助金返還等の問題が生じるということになります。

ですから、そうしたものを取り扱っていただければ、港湾貨物を増やしたり、トータルコスト、実に20億円ぐらいがこの権限を外していただければ変わってきます。節約ができます。また、船舶の安全航行という大切な課題にもつながってきます。

そういう意味で、経済的な社会効果も高うございまして、ぜひここのところの緩和をお願いしたいということです。

模式的に見ていただくとこういうことになっているのですけれども、錯綜しているところが漁港区域で、ここからこちらが港湾区域です。ちょっとここに2～3隻ほど停めることができれば、今、またもう一つこうやって延ばさなければいけないくらいこちらは混雑をしているのですが、これをちょっとこちらに延ばすということを考えられないだろうかということです。

そのためには、これを逃すための別の港湾事業での埠頭整備などをやるわけです。国土交通省のほうも、ここは危ないのでむしろほかに逃がしたいというのが本音であります。

ですから、余り障害はないのですが、法規制だけ、権限だけの問題があります。ここに停まっている船がまさに韓国やロシアに行っている船でありまして、これを別の桟橋につけるようにすればいいようになるわけであります。

ここにございますけれども、この漁港区域を少しこちらにずらす。さらには、漁港漁場整備法の権限、農林水産大臣の権限を知事に移してもらうということにすればいいのではないか。要は、現場で実態を知る人が、ここを大きく動かせとは言いませんが、船2～3隻ぐらい動かす権限は与えてもいいのではないだろうかということです。

また、こここのところがもし、漁港区域になれば、漁港施設をこちらに設置することができる。そうすると、先ほどの水揚げの増大などにも寄与することができて、ここに無理に別のものをつくるなくとも20億円ぐらいの節約になるわけです。

また、補助金適正化法を緩和していただくということになれば、ここにある上屋を一体的に整備することができるということでありまして、ぜひ国家戦略特区をお願い申し上げたいということです。

そういう意味で、これがこれから誘客促進したり、安全安心を図ったり、また、水産加工等の発展ができるということで地方創生にも資するという考え方だということあります。

参考までに、後ろに2ページつけておりますのは、そういう漁港の整備の今の計画が既にできておりまして、これを動かそうとすると今の権限の問題があるので、お願いをしたいという計画を後ろのほうにつけてあります。

また、もう一つ、先ほど申し上げました韓国やロシアの船を入れる新しい埠頭の整備を今、別途国土交通省にお願いしていまして、これも近々に動き出すことになっていますので、今こそこの権限をいじっていただいて、戦略特区にしていただければ、非常に地元としても前進をすることになります。

そういうことで、ぜひお願い申し上げたいわけでありますが、人と魚、交通整理を図って共生を図る。さらに境港にもう一つ共生する存在がございまして、それが鬼太郎の妖怪たちでございます。鬼太郎の妖怪を見に年間270万人のお客様がやってきます。ですから、決してぬりかべのような障壁を建てずに、鬼太郎のように権限を破壊していただいて、私どもの地方創生を前に進めていただければと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の非常にわかりやすい御説明だったので、御質問もそんなにないと思うのですが。

○原委員 ここはもう、前にいただいた御提案ですけれども、一応御報告して。

○八田座長 してもよろしいでしょうか。

それでは、お願ひします。

○宇野参事官 それでは、本日は追加の御提案という理解で、夏の時点でまた別の案件をいただいているので、その調整状況について御説明させていただきたいと思います。

まず、警察庁との調整、お願ひいたします。

○事務局 本日の提案はまた調整させていただくとしまして、夏の時点の要望を資料に沿って説明させていただきます。

まず、青い紙の1番目「車載用ディスプレイ公道実験」というのをいただいている。これはフロントガラスに映してやるのを公道で実験されたいということで、警察のほうに実験の道路使用の許可を届け出してほしいというお話をしているところなのですが、警察庁としては道路交通の実態を見て許可する制度は変えられないということなので、許可自体が出ないということではないそうなので、引き続き許可が迅速に出ないかとか、手續を簡素化できないかと県と御相談させていただいて、警察とも相談したいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○宇野参事官 法務省関係、お願ひします。

○事務局 法務省の関係でございます。

「入国審査の簡素化（対面式入国審査・写真撮影・指紋採取の省略）、すべての外国クルーズ客船への船上入国審査の実施」の御提案でございます。

法務省から、個人識別情報、特に指紋の提供の省略については、テロ未然防止対策として導入された経過から適当ではないという見解がございます。

昨年の入管法改正により、外国人乗客を対象に簡易な手続を認める船舶観光上陸許可制度という新たな制度が創設されまして、1月から施行されております。

また、公海上での海外臨船審査につきましては、現在、実施に向けて調整を進めているということでございますので、こういった検討状況についてフォローしながら必要な情報提供を行いたいと考えております。

○宇野参事官 農林水産省関係。

○事務局 農林水産省関係で、夏に御提案いただいた、まず、中間山間地域の直接支払交付金の関係でございます。これは、今回、27年度から第4期対策ということで、今、見直しが進んでおりますので、そこで変換ルールについてもう一度検討してくれるという方向で、今、調整をしておりますので、その状況をフォローしたいとい思っております。

それから、前に水産養殖施設の御提案がございました。今回、地域再生法ができましたので、地域再生法の計画に基づきますと、水産養殖施設もできることになります。そういう計画の中で水産養殖施設もできるようになっていくということでございます。

農家レストラン等については国家戦略特区ということでできることになってございます。

農地転用許可の権限の問題は、地方分権のほうで近々また報告があるよう聞いておりますので、そういうこととしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○八田座長 そうすると、一番具体的に残っているのは警察庁の認可の迅速化ですね。それがどの程度できるかということですね。

では、今の御説明で、過去のも含めて委員の方々、御質問、御意見ございますでしょうか。

○阿曾沼委員 1つだけすみません。

知事権限で区域を拡大されるということですが、拡大の範囲とか、拡大をすることによる事で、埠頭の整備事業をする上で何か問題はないのでしょうか。区域を拡大することによって整備事業そのものに何か影響を与えることはないですか。

○平井知事 拡大をするためには、そこにいる韓国、ロシアに行っている船、国際航路を逃がさなければいけません。ですから、正直申し上げまして、こちらに今、整備事業をしておりますが、これができることと連動して、ここが初めて動き得るということにはなるかと思います。

こちらも今、動き始めますので、それとあわせてこちらの漁港区域を変えることができれば、その漁港区域に変わることを前提として、ここに上屋といいますが、市場の施設などをつくり始めることが可能になってこようかと思います。

ですから、そういう意味で、割と急ぐ話になってきておりまして、そのためには両省がそれぞれの立場でそれぞれのいろんな関係で判断しないと決まらないということなのですが、実態は今でも漁船は停められますので、大きな船でも停められるぐらいでありますから何の問題もないということで、この施設を活用すれば、漁港と港湾とそれにメリットができるのではないかなということでございます。

○八田座長 これは重要性がよくわかりましたので、うちの特区あるいは構造改革特区含めて、何らかの形で実現できるように努力してまいりたいと思いますし、また、その検討状況についてはよく申し上げたいと思います。

○平井知事 また、先般、地方分権の分権改革推進会議で示された中に、地域限定通訳士も認めるとなっていまして、前回、境港でこちらにお持ちしたものも認めていただいておりました。本当に地方発のさまざまな提案を受けていただいて、実現していただきましたこと、本当に感謝申し上げたいと思います。

○八田座長 本日はお忙しいところ、お越しくださいまして、本当にありがとうございました。